

賠償責任保険のあり方に関する研究

研究分野: 保険

キーワード: 賠償責任保険・ビジネスリスク免責・米国約款

貢献できるSDGsの区分:



経営学部 経営学科 教授 鴻上 喜芳

教員情報URL <https://sun.ac.jp/researchinfo/k-kougami/>

研究概要

賠償責任保険は1957年に導入され、現在では企業活動に伴う賠償リスクに備えるものとして広く普及している。しかしながら、導入当時に範とした米国の賠償責任保険はその補償内容につき数多くの訴訟を経て洗練を重ねているのに対し、日本では保険関連訴訟が少なく結果として保険利用企業にとって比較的不利な内容となっている。この問題に関し、米国約款やその歴史の変遷を参照しつつ日本の賠償責任保険のあり方を探る。

すでに研究成果を公表したものとして次のものがある。

『一般賠償責任保険の諸課題』法律文化社、2020年。

今後は、次の分野にも研究対象を広げることにより、日本の賠償責任保険全体のあり方を提言したいと考えている。

- ・会社役員賠償責任保険の課題
- ・医師賠償など専門職業人賠償責任保険の課題

産学連携の可能性(アピールポイント)

○保険のあり方については、保険契約当事者のうち保険会社側に豊富な知識があり、もう一方の当事者である保険利用企業にはそれらの知識は薄い。

○米国においては多数の保険関連訴訟があることで結果的に保険利用企業の保護が図られているが、日本においては保険利用企業は圧倒的な情報量をもつ保険会社が提供する補償内容を受け入れざるを得ない実態がある。

○本研究は、情報量の少ない保険利用企業に日米の補償内容の差を知らしめ、かつ保険会社に対しては適切な補償内容への改善を促すものである。

○日本の賠償責任保険は、自動車保険のように標準約款が作成されることはなく、各社バラバラの約款となっており、補償範囲も異なる実態にある。

○機械保険連盟事件の余波で、保険業界は業法種目について意見交換の場を失っているが、料率の談合は不可ながら、約款標準化は十分可能と考えている。

○現在の状況を危惧する保険会社からの産学連携依頼を期待している。

外部との連携実績等

○特になし。